

宇土市告示第 87 号

宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 7 月 15 日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う令和 3 年 5 月 16 日からの国の「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う飲食店への時短要請や不要不急の外出・移動の自粛（以下「要請等」という。）による影響のため、売上に甚大な影響を受けた中小事業者等に対して、予算の範囲内で交付する宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金（以下「給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 市内に本社若しくは本店又は支店若しくは事業所（以下「事業所等」という。）を有する法人又は個人事業者であること。

イ 営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けていること。

ウ その他市長が必要と認める要件

(2) タクシー業 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号。以下「産業分類」という。）大分類 H－運輸業，郵便業中小分類一般乗用旅客自動車運送業に掲げるタクシー業をいう。

(3) 運転代行業 産業分類大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業中小分類他に分類されない生活関連サービス業に掲げる運転代行業をいう。

(給付金の交付対象者)

第 3 条 給付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 令和 3 年 5 月 16 日前から市内で事業活動を行う事業者

(2) 給付金受領後も事業活動を継続する意欲がある事業者

(3) 令和 3 年 5 月又は 6 月を対象として、国の「月次支援金」又は熊本県事業継続・再開支援一時金を受給した事業者

(4) 宇土市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団，同条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない事業者

(5) 市税等（宇土市補助金等交付規則（昭和 49 年規則第 18 号）第 3 条第 3 項に規定する市税等をいう。以下同じ。）を滞納していない事業者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業者

2 前項に規定する交付対象者が、市内に 2 以上の事業所等を有する場合は、1 事業者として取り扱うものとする。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 国の「月次支援金」の受給者で、令和3年5月又は6月の月間売上(事業収入)が、要請等の影響により、前年又は前々年同月比で50パーセント以上減少している法人事業者 1事業者当たり20万円
- (2) 国の「月次支援金」の受給者で、令和3年5月又は6月の月間売上(事業収入)が、要請等の影響により、前年又は前々年同月比で50パーセント以上減少している個人事業者 1事業者当たり10万円
- (3) 熊本県事業継続・再開支援一時金の受給者で、令和3年5月又は6月の月間売上(事業収入)が、要請等の影響により、前年又は前々年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少している法人事業者 1事業者当たり10万円
- (4) 熊本県事業継続・再開支援一時金の受給者で、令和3年5月又は6月の月間売上(事業収入)が、要請等の影響により、前年又は前々年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少している個人事業者 1事業者当たり5万円

2 タクシー業又は運転代行業を営む事業者については、前項各号に定める給付金の額に以下の額を加算して交付する。

- (1) 法人事業者 1事業者当たり40万円
- (2) 個人事業者 1事業者当たり20万円

3 前2項の給付金の交付は、1事業者につき、1回限りとする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和3年11月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号に規定する要件を備えていることを証する書類
- (2) 国の「月次支援金」又は熊本県事業継続・再開支援一時金の交付決定通知書の写し又はこれに類する書類の写し
- (3) 申請者の身分証明書の写し
- (4) 振込先口座が確認できる通帳等の写し
- (5) 市税等に滞納のないことを証する書類又は宇土市補助金等交付規則第4条第1項第6号に規定する同意書
- (6) 宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付請求書(様式第2号)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(給付金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請の内容及びその実情につき十分な審査を行い、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知し、給付金を交付するものとする。

(給付金の返還)

第7条 市長は、給付金の交付を受けた者が虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金返還命令書（様式第4号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、同日までに給付金交付決定を受けて実施した事業に係る第7条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住所又は所在地
事業所名又は屋号
代表者名（署名又は記名押印）

電話番号

宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付申請書

宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付要綱第 5 条の規定により、
関係書類を添えて下記のとおり給付金の交付を申請します。

記

1 添付書類

- (1) 同要綱第 2 条第 1 号に規定する要件を備えていることを証する書類
- (2) 国の「月次支援金」又は熊本県事業継続・再開支援一時金の交付決定通知書の写し又はこれに類する書類の写し
- (3) 申請者の身分証明書の写し
- (4) 振込先口座が確認できる通帳等の写し
- (5) 市税等に滞納のないことを証する書類又は宇土市補助金等交付規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する同意書
- (6) 宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付請求書（様式第 2 号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住所又は所在地
事業所名又は屋号
代表者名
電話番号

印

宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付請求書

宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付要綱第5条の規定により給付金の交付を請求します。

給付金名	宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金			
交付請求額	金 円			
振込先	金融機関名		支店等名	
	口座番号		区分	1 普通 2 当座
	ふりがな			
	口座名義人			

様

宇土市長

宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請があった宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金について、下記のとおり決定したので、宇土市飲食店等の時短要請等に伴う関連事業者給付金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 決定区分 交付 ・ 不交付
（不交付の場合は、その理由）

2 交付決定額 _____ 円

